

## 只木ゼミ前期第4問

Xは、自己の経営するラーメン屋(以下、「甲店」)の宣伝のため、表面は1,000円紙幣(「紙幣」とあるが、正確には「日本銀行券」と同寸大、同図案かつほぼ同色のデザインとしたうえ、上下2か所に小さく「サービス券」と赤い文字で記載し、裏面は広告を記載したサービス券Aを写真製版所に印刷させた。

なお、サービス券Aの作成前、製版所側からの指摘もあり、Xは警察署に知り合いの巡査を訊ね、同人及びその場にいた同課防犯係長に相談したところ、同人らから通貨及証券模造取締法の条文を示されたうえ、紙幣と紛らわしいものを作ることは同法に大きく違反することを告げられ、サービス券の寸法を真券より大きくしたり、「見本」、「サービス券」などの文字を入れることなど真券と紛らわしくないようなものとするのを助言された。

しかし、Xは警察官らの態度が好意的であり、同助言も断言的なものとは受け取れなかったことや、取引銀行にサービス券に銀行の帯封を巻いてほしい旨を依頼した際、簡単に承諾されたこともあって、同助言を重大視せず、処罰されるようなことはないであろうと考えてサービス券Aを作成した。

一方、Yはサービス券Aを見て、自分の飲食店(以下、「乙店」)でも同様のサービス券を作成したいと考え、Xの承諾を得て、前記写真製版所に依頼し、デザインをサービス券Aとほぼ同じにし、広告を乙店のものに差し替える程度であった(これを「サービス券B」とする)。その際、YはXよりこのサービス券は警察に確認したうえで問題はなく、銀行でも帯封を何も言われずに巻いてもらえたと聞かされ、格別の不安を感じずともなく、問題のないものであるか否かにつき独自の調査検討をしなかった。

X及びYに通貨及証券模造取締法1条違反が成立するか検討せよ。

参考条文:通貨及証券模造取締法第1条、2条

**第一条** 貨幣、政府発行紙幣、銀行紙幣、兌換銀行券、国債証券及地方債証券ニ紛ハシキ外觀ヲ有スルモノヲ製造シ又ハ販売スルコトヲ得ス

**第二条** 前条ニ違犯シタル者ハ一月以上三年以下ノ重禁錮ニ処シ五円以上五十円以下ノ罰金ヲ附加ス

参考判例:最高裁昭和62年7月16日第一小法廷決定